

外国人と人権 違いを認め、共に生きる

活用の手引き 〈33分〉

外国語人権相談ダイヤル（全国共通）

 **0570-090-911** 平日 午前9時から
午後5時まで

（中国語・韓国語・英語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の6言語に対応）
なお、この電話は民間の多言語通訳サービス事業者につながった上で、管轄法務局・地方
法務局につながります。

その他の法務局・地方法務局の電話・メール人権相談窓口

●みんなの人権110番（全国共通）

 **0570-003-110** ゼロ セロみんなの ひゃくとおぼん 平日 午前8時30分から
午後5時15分まで

●子どもの人権110番（全国共通・通話料無料）

 **0120-007-110** ゼロ ぜろ なの ひゃくとおぼん 平日 午前8時30分から
午後5時15分まで

●女性の人権ホットライン（全国共通）

 **0570-070-810** ゼロ ナナ セロ の ハートライン 平日 午前8時30分から
午後5時15分まで

●インターネット人権相談受付窓口

インターネット人権相談

<パソコン>
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

<携帯電話>
http://www.moj.go.jp/k/SOUDAN/JINKEN/index_k15.html



目次

- 目次…………… 1
- 本作品のねらい…………… 2
- 活用の場面・ポイント…………… 3
- 解説者・ナビゲーター紹介…………… 4
- ビデオの内容・構成…………… 5～6
- 登場人物…………… 7～8
- 日本における外国人の状況…………… 9～10
- 多文化共生社会…………… 11
- 外国人の人権問題…………… 12～14
- ヘイトスピーチについて…………… 15～16
- 学習プログラム…………… 17～18
- ワークシート…………… 19～20
- 板書例…………… 21～22



本作品のねらい

日本には、平成27年12月現在で200万人以上の外国人が住んでおり、日本を訪れる外国人も年間1900万人を超えるなど年々増加しています。異文化との出会いは日常のものになっており、誰もが地域や学校、職場で外国人と接する機会があるといえます。異なる文化が共存することは、社会に様々な価値観をもたらし、より豊かな未来を築くことにつながります。しかし、その一方で、言語や宗教、文化の違いが外国人と日本人の間に摩擦をもたらし、外国人の人権が侵害されるケースもあります。ヘイトスピーチと呼ばれる、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動も生じています。

このDVDは、外国人に関する人権問題をドラマや解説で明らかにし、多様性を認め、人が人を大切にすると人権尊重の社会をつくりあげるために何ができるかを考えるものです。外国人に対する偏見や差別をなくし、皆が住みよい社会を築くために私たちにどのようなことが問われているのか、本DVDで学んでいきましょう。



活用の場面・ポイント

一般・社会人

外国人に関する人権問題についての基本的な知識と、外国人との相互理解を進めながら暮らしていくためのヒントを得ることができる、多文化共生社会を目指していくための入門教材として視聴。

町内会や住民自治会等

地域社会で外国人の人権問題への理解をすすめるため、町内会や自治会役員の認識を深める用途や住民向けの地域のイベント・研修等で上映。

企業等

外国人従業員を抱える企業や、外国との取引、外国人の顧客の多い企業だけでなく、ダイバーシティ(多様性)の視点で企業活動を見直そうと考えている企業も含め、企業における外国人の人権問題について理解を深めるため、企業内研修などで活用。

福祉・ボランティア団体等

様々な領域における課題解決の活動の中で、外国人との共生を図るためのヒントとなるよう、研修等で活用。

不動産関係者等

外国人の入居等に関わる仕事に携わる不動産関係者等を対象に、外国人への理解を深めるための研修等で利用。

中学生・高校生・大学生等

今後ますます外国人との接触の機会が多くなる生徒・学生に、多文化共生についての基礎的な考え方を学んでもらうための教材として活用。

外国人の方々

日本に暮らす外国人だけでなく、これから日本を訪れようとしている外国人、日本で暮らそうと思っている外国人も含め、外国人が日本で暮らしていくための参考として視聴。

解説者・ナビゲーター紹介

解説



宮島 喬

お茶の水女子大学、立教大学、法政大学大学院の教授等を経て、お茶の水女子大学名誉教授。専攻は国際社会学。現代社会における移民や民族マイノリティの研究に従事。

【主著】

『共に生きられる日本へ——外国人施策とその課題』(有斐閣、2003年)、『ヨーロッパ市民の誕生——開かれたシティズンシップへ』(岩波新書、2004年)、『一にして多のヨーロッパ——統合のゆくえを問う』(勁草書房、2010年)、『多文化であることとは——新しい市民社会の条件』(岩波現代全書、2014年)

ナビゲーター



サヘル・ローズ

1985年、イラン生まれ。8歳の時に養母とともに来日。高校時代から芸能活動を始め、女優、タレント、キャスターとしてTV、ラジオ、映画、舞台と活動中。日本語、ペルシャ語、グリー語、タジキ語を話し、趣味・特技はテニスやじゅうたん織りと多彩。夢はイランに児童養護施設をつくること。

ビデオの内容・構成

chapter 1 オープニング

日本を訪れる外国人も、日本で暮らす外国人も共に増えている中、外国人の人権に関わる様々な問題が起きていることについて、ナビゲーターのサヘル・ローズさんがコメントする。

chapter 2 ドラマ「家庭・地域で見られる偏見や差別」

住宅街のごみ集積所で、地域の住民が、2か月前に越してきた外国人の家族についてうわさをしている。ごみ出しのルールや、夜の大声などの問題で迷惑になっているというのがその内容だ。

住民は大家に苦情を言いに行く。しかし、実際に会って話をすることで、誤解が解け、少しずつ外国人一家と地域住民は打ち解けていく。

chapter 3 ドラマ「職場で見られる偏見や差別」

日系ブラジル人3世のカルロスは、日本語は片言程度しか話すことができない。1か月前から金属加工工場で働いているが、言葉がたないことで、職場でコミュニケーションをとるのが難しく、仕事もなかなか覚えられない。職場で物がなくなっても、カルロスが疑いの目で見られるなど、孤立していた。そんなある日、カルロスが職場でけがをした先輩を助けたことがきっかけとなり誤解が解け、日本人の同僚と親しい関係になっていく。



5

chapter 4 ドラマ「ヘイトスピーチ」

朴正訓は在日韓国人の4世。中学2年生だ。地元の高校に通い友人にも恵まれている。そんなある日、インターネットでヘイトスピーチの映像が流れるのを正訓は目にする。憎悪にあふれる動画がアップされているのを見て、正訓は恐怖を感じ、見えない影におびえるようになり、学校に行けなくなってしまった。友人の彰人は、正訓を励まそうとクラスメイトとともにメッセージを伝える。

chapter 5 解説「多文化共生社会をめざして」

お茶の水女子大学名誉教授の宮島喬先生を迎え、サヘル・ローズさんのナビゲートで、偏見や差別を乗り越え多文化共生社会を築くために私たちに何ができるかを考える。



6

登場人物

ドラマ① 家庭・地域で見られる差別



白木則子
周一家と隣接する一戸建て住宅に住んでいる。



染谷早苗
周一家の真下の部屋に住んでいる。



周政才
(チョウ・チェンツァイ)
料理店経営者



王麗芳
(ワン・リーファン)
政才の妻。
共同経営者



大家さん
周と染谷が住むアパートの大家

ドラマ② 職場で見られる差別



大城カルロス
日系ブラジル人3世



清水勉
カルロスの上司



加藤澄子
同僚・事務職

ドラマ③ ヘイトスピーチ



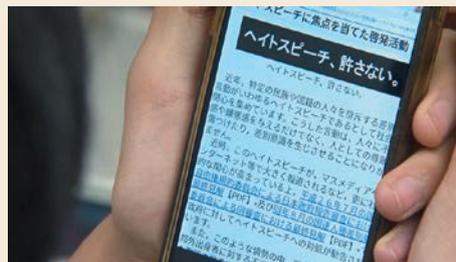
朴正訓 (パーク・ジョンフン)
在日韓国人4世
(中学2年生)



朴知恩 (パーク・ジウン)
正訓の姉(高校3年生)



鈴木彰人
正訓の親友



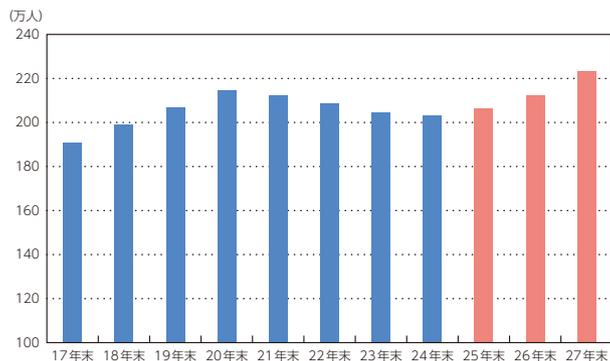
日本における外国人の状況

平成27年末現在における中長期在留者数は188万3,563人、特別永住者数は34万8,626人で、これらを合わせた在留外国人数は223万2,189人となり、前年末に比べ、11万358人(5.2%)増加しました。

男女別では、女性が118万2,119人(構成比53.0%)、男性が105万70人(構成比47.0%)となり、それぞれ増加しました。

(平成28年3月11日法務省報道発表資料より)

在留外国人数の推移



注)平成23年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数である。

(平成28年3月11日法務省報道発表資料より)

- 日本には、平成27年末現在200万人以上の外国人が住んでいます。日本で暮らす人の1.76%は外国人です。

- 日本で暮らす外国人の中では中国人が最も多く、上位の5カ国で7割以上を占めます。

(1)中国	665,847人(構成比29.8%)
(2)韓国	457,772人(構成比20.5%)
(3)フィリピン	229,595人(構成比10.3%)
(4)ブラジル	173,437人(構成比7.8%)
(5)ベトナム	146,956人(構成比6.6%)
(6)ネパール	54,775人(構成比2.5%)
(7)米国	52,271人(構成比2.3%)
(8)台湾	48,723人(構成比2.2%)
(9)ペルー	47,721人(構成比2.1%)
(10)タイ	45,379人(構成比2.0%)
その他	309,713人(構成比13.9%)

(平成28年3月11日法務省報道発表資料より)

- 日本を訪れる外国人は年々増えており、平成27年の入国者は1968万8,247人でした。

外国人入国者数・日本人出国者数の推移



(平成28年3月4日法務省報道発表資料より)

多文化共生社会

最近よく「多文化共生社会」という言葉を耳にするようになりました。それはどのような社会でしょうか。ここでは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化を認め合い、尊重し、互いに助け合いながら、共に生きていく社会として「多文化共生社会」を考えたいと思います。

例えば、店舗や施設等で、宗教によっては食べられない食材があることについて理解されなかったり、外国人の住民が習慣等の違いから地域のコミュニティーに溶け込めなかったりという問題があるかもしれません。異なる文化を持つ人々が共に生きていくためには、まずはそうした身近な問題を解決していく必要があります。

ますます外国人と接する機会が多くなる私たち自身が、多文化共生社会という考え方についての理解を深めることが大切です。

DVDにおける宮島先生の話(要旨)

多文化共生社会でいう「文化」とは、「人格」とか「アイデンティティ」も含まれる、広い意味です。

マジョリティである日本人は文化を保持するいろいろな手段を持っていますが、問題はマイノリティである外国人の方々から自らの文化をいかに尊重されるかということです。医療、学校教育、地域社会参加などが外国人にも開かれているか、といった点が多文化共生社会を可能にするかどうかを分けるのではないかと思います。

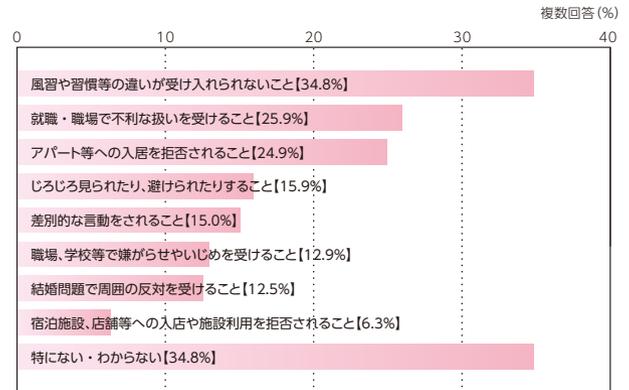
●平成18年に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」では、地域における多文化共生の意義を以下のように例示しています。

- (1)外国人住民の受入れ主体としての地域
- (2)外国人住民の人権保障
- (3)地域の活性化
- (4)住民の異文化理解力の向上
- (5)ユニバーサルデザインのまちづくり

外国人の人権問題

- 平成24年の内閣府による世論調査によると、「風習や習慣の違いが受け入れられないこと」による人権問題が起きていると、多くの人が考えています。このほか、「就職や職場での不利な扱い」「アパート等への入居拒否」などの人権問題も起きていると考えられています。

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか?



法務省における外国人の人権問題への対応

法務省の人権擁護機関では、外国人の人権に関する啓発活動のほか、外国人であることを理由とした差別的取扱いなどの人権問題について、法務局職員や人権擁護委員(法務大臣から委嘱された民間の人たち)が相談に応じています。

また、法務局では、人権侵害の疑いのある事案について、必要に応じ、事実関係の調査を行い、これを踏まえた適切な措置を講ずることにより、被害の救済や予防を図っています。これらの調査や措置に強制力はありませんが、関係者の協力を得ながら、身近に起こる人権問題について簡易・迅速・柔軟な解決を目指す取組を行っています。

なお、英語や中国語などの言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国人のための人権相談所」を開設し、相談に応じています。

(詳細は <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>)



外国人に係る人権侵害事案と人権擁護機関の対応例

●外国人に対する理容サービス拒否事案

理容店で理容サービスの提供を受けようとしたところ、外国人であることを理由に理容サービスの提供を拒否されたというもの。

調査の結果、理容店の店長は、外国人に対しては一律に理容サービスの提供を拒否するとの方針の下、申告者に対しても理容サービスの提供を拒否したことが認められた。そこで、店長に対し、理容サービス提供の在り方について改善に努めるよう説示した。(措置：「説示」)

●外国人に対する宿泊拒否事案

ビジネスホテルに電話で宿泊の予約をしようとしたところ、外国人であることを理由に宿泊を拒否されたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局がホテル関係者から事情を聴取したところ、ホテル側は、不適切な対応があったため、被害者に謝罪したいとの意向を有していたものの、行き違いにより、関係の回復が未だ図られていない状況であることが判明した。

そこで、法務局は、ホテル側に被害者との話し合いの場を設けることを提案し、被害者も話し合いに応じる意向を示した。

話し合いの場において、ホテル側は事情の説明と謝罪を行った上で、今後は、英語表記の対応マニュアルを活用するなどして外国人宿泊客の受け入れ体制を改善したい旨を伝えたところ、被害者もこれに理解を示した。(措置：「調整」)

ヘイトスピーチについて

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

ヘイトスピーチは、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど社会的な関心が高まっていますが、それにとどまらず、平成26年には国連自由権規約委員会や国連人種差別撤廃委員会の最終見解として、日本政府に対して国連からヘイトスピーチについて対処することが勧告されており、国際的な問題にもなっています。

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ、許さない。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありますか。
こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。
違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました!!
【本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律】が平成26年6月3日に施行されました。

詳しくは http://www.moj.go.jp/jinken/jinken04_00108.html ヘイトスピーチ、許さない

ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する相談でお悩みの方はご相談ください。
みんなの人権110番 ☎0570-003-110
【法務省人権擁護センター】 http://www.moj.go.jp/jinken/jinken04_00101.html 【国連人権センター】 <http://www.unhcr.org/>

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

ヘイトスピーチ解消に向けた法律の制定

平成28年6月3日に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

この法律では、前文で「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ」としているとし、「このような不当な差別的な言動は許されないことを宣言する」と明言しています。そして、「国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する」としています。

さらにこの法律は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消」について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動といった基本的施策について定めています。

なお、この法律は、衆議院、参議院の各法務委員会において、附帯決議がされており、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤り」と述べられていることにも留意が必要です。

見聞きしたことがありますか?

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する相談でお悩みの方はご相談ください。
法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

学習プログラム (50分)

時間	講義内容	講義のポイント	用具
導入 (5分)	「みなさんの身近に外国人の方はいますか? また、日本を訪れた外国人や日本で暮らす外国人が困ることはどのようなことがあると思いますか?」	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回の講義のテーマを提示する ● 日本における外国人の現状について概論する 	黒板 チョーク
DVD視聴 (30分)	「自分がそれぞれの登場人物だったらどのように思うか、考えながら視聴してください」	<ul style="list-style-type: none"> ● DVDの視聴にあたってのポイントを簡潔に解説する 	DVD デッキ
ワークシート 記入(5分)	「視聴した内容を思い出し、自分の身近なことも振り返りながらワークシートに記入してください」	<ul style="list-style-type: none"> ● 視聴者自身の考えなどを整理させる 	ワークシート 筆記用具
グループ 討議 (5分)	「ワークシートに書いた内容について、グループで話し合ってみてください」	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の意見を客観的に捉え、他者の意見も踏まえながら認識を深める 	
発表 (5分)	「グループの代表を決め、話し合った内容について発表してください」	<ul style="list-style-type: none"> ● より多くの意見を聞くことで、意識を深め、考えを定着させる 	

学習プログラム (90分)

時間	講義内容	講義のポイント	用具
導入 (5分)	「みなさんの身近に外国人の方はいますか? また、日本を訪れた外国人や日本で暮らす外国人が困ることはどのようなことがあると思いますか?」	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回の講義のテーマを提示する ● 日本における外国人の現状について概論する 	黒板 チョーク
DVD視聴 (1~3 15分)	「自分がそれぞれの登場人物だったらどのように思うか、考えながら視聴してください」	<ul style="list-style-type: none"> ● DVDの視聴にあたってのポイントを簡潔に解説する 	DVD デッキ
ワークシート を①②に記入 (5分)	「視聴した内容を思い出し、自分の身近なことも振り返りながらワークシートに記入してください」	<ul style="list-style-type: none"> ● 視聴者自身の考えなどを整理させる 	ワークシート 筆記用具
グループ 討議 (15分)	「ワークシートに書いた内容について、グループで話し合ってみてください」	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の意見を客観的に捉え、他者の意見も踏まえながら認識を深める 	
DVD視聴 (4~5 15分)	「登場人物の気持ちと共に、外国人をはじめ皆が暮らしやすい社会をつくるにはどうしたらいいのか、考えながら視聴してください」	<ul style="list-style-type: none"> ● DVDの視聴にあたってのポイントを簡潔に解説する 	DVD デッキ
ワークシート ③④を記入 (5分)	「視聴した内容を思い出し、自分の身近なことも振り返りながらワークシートに記入してください」	<ul style="list-style-type: none"> ● 視聴者自身の考えなどを整理させる 	ワークシート 筆記用具
グループ 討議 (15分)	「ワークシートに書いた内容について、グループで話し合ってみてください」	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の意見を客観的に捉え、他者の意見も踏まえながら認識を深める 	
発表 (15分)	グループの代表を決め、話し合った内容について発表してください」	<ul style="list-style-type: none"> ● より多くの意見を聞くことで、意識を深め、考えを定着させる 	

ワークシート

- 1 日本を訪れた外国人や日本で暮らす外国人が困ることはどのようなことがあると思いますか。

- 2 外国人が日本で働く場合、どのようなことが障害になると思いますか？外国人と共に仕事をしていく上で、必要だと思われることは何ですか。

- 3 「ヘイトスピーチ」はなぜ行われると思いますか。どのようにしたらなくすことができると思いますか？

- 4 外国人への偏見や差別をなくし、多文化共生社会を築くためにはどうすればよいと思いますか？

板書例

外国人に関する人権問題

○地域社会で

- ・アパートへの入居拒否
- ・住居や生活のルールについての話し合い不足
- ・温泉や銭湯等の公共浴場等施設の利用拒否

○職場で

- ・言葉によるコミュニケーションの不足
- ・偏見による誤解
- ・文化や習慣の違いによる誤解

○教育現場で

- ・いじめ
- ・不登校
- ・学習における日本語サポートの必要

ヘイトスピーチ

- ・特定の民族や人種の人々を排斥するような言動で、決して許されない
- ・国連からの勧告
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

多文化共生社会をめざして

- ・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
- ・コミュニケーション支援
- ・「違い」を理解する
- ・多文化共生の地域づくり